



危険行為を繰り返す 自転車運転者に 安全講習の受講が義務化

自転車に関する交通事故の約6割が、自転車側にも法令違反のあるのが実態。加害者となって高額な賠償を命じられるケースも少なくありません。

このため、悪質な違反の取り締まりを強化するとともに、危険行為を反復する運転者の危険性を改善するための講習制度が新設されました。

危険行為を繰り返すと講習!

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、**特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。**
法第108条の2第1項第14号 法第108条の3の4 令第41条の3

自転車運転者講習
違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習 規第38条第14項
(講習手数料の標準額は5,700円)。
令第43条第1項

命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!** 法第120条第1項第17号

このチラシでは関係法令を次のように略記しています。
「法」道路交通法 「令」道路交通法施行令(政令) 「規」道路交通法施行規則(内閣府令)



2回目
信号無視

1回目
酒酔い運転

1回目
一時不停止

愛川町・町交通安全対策協議会
町交通指導隊・町交通安全母の会連絡協議会